

湯沢町地域経済牽引事業の促進のための奨励措置について

		湯沢町地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例		
対象		<p>下記のいずれかに該当すること</p> <p>(1)新設 : 町内を本店所在地として新たに設立された法人及び町外に本店所在地を置く法人が、町内において新たに事業所等を設置</p> <p>(2)増設 : 町内に事業所等を有する法人が、町内において新たに事業所等を設置</p> <p>(3)移設 : 町内に事業所等を有する法人が、既に設けている事業所等を廃止又は縮小し、町内において新たに事業所等を設置</p>		
要件		<p>下記のいずれも該当すること</p> <p>(1)地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画が新潟県の承認を受けていること</p> <p>①新潟県計画又は湯沢町計画の「地域の特性を活用すること」に合致する事業であること</p> <p>②付加価値増加分が4,243万円を上回る見込みであること(付加価値:営業利益+人件費)</p> <p>③右記のいずれかの効果が見込まれること a.取引額4%増加 b.売上4%増加 c.雇用者数2%増加 d.給与等支給額3%増加</p> <p>(2)地域経済牽引事業計画において、新規建物整備の投資総額が5億円を超えていること、かつ10名以上の常用雇用者を雇用すること</p>		
種類		土地購入		賃貸
		町有地	町有地以外	町有地
奨励措置	土地	<p>■<u>固定資産税 課税優遇措置(免除)</u>: 操業後5年間(条例第4条)</p> <p>■<u>奨励金①</u>(条例第5条 施行規則第6条) 事業用の土地に係る固定資産税相当額について、操業時点から遡った年度毎の納税額を操業後に古い年度から順に交付(最大3年度分)</p>		<p>■<u>無償貸付</u>(条例第5条 施行規則第6条) 操業開始年度から5箇年度</p>
	建物	<p>■<u>固定資産税 課税優遇措置(免除)</u>: 操業後5年間(条例第4条)</p>		
	雇用	<p>■<u>奨励金②</u>(条例第5条 施行規則第6条) : 常勤雇用のうち、県外からの転入者1人につき30万円(3,000万円限度)</p>		